

イノベーションセンター「スコルコヴォ」に関する法制

堀内 賢志

【目次】

はじめに

I センターの具体化に向けた経緯

II センターに関する法的基礎の概要

1 スコルコヴォ法の概要

2 スコルコヴォ関係法令改正法の概要

おわりに

翻訳：イノベーションセンター「スコルコヴォ」に関する 2010 年 9 月 28 日の連邦法第 244 号

はじめに

メドベージェフ大統領はロシア経済の「近代化」をその最優先課題に掲げているが、この課題を推進するための国家的事業として 2010 年度より国内外に向けて大々的に打ち出されるようになったのが、イノベーションセンター「スコルコヴォ」(以下「センター」)の構想である。これは、「ロシア版シリコンバレー」となるイノベーションセンターを、連邦政府の主導で建設しようとするものである。

本稿では、センター設立に向けた流れを概観した上で、2010 年 9 月に成立した連邦法第 244 号「イノベーションセンター『スコルコヴォ』について」(以下「スコルコヴォ法」)及び連邦法第 243 号「連邦法『イノベーションセンター「スコルコヴォ」について』の施行に伴うロシア連邦の関係法令の改正について」(以下「ス

コルコヴォ関係法令改正法」)を概説し、合わせて「スコルコヴォ法」を訳出する⁽¹⁾。

I センターの具体化に向けた経緯

メドベージェフ大統領は 2009 年 11 月 12 日に行った大統領教書演説において、従来の資源依存型の経済ではない、「ユニークな科学技術と技術革新を伴う製品をもたらす」新しい経済を形成していく必要性を語り、「これに関してこれ以上手間取っていることはできない。我々はすべての生産領域の近代化と技術的刷新を開始しなければならない。これは現代世界における我が国の生き残りの問題であると私は確信している」と強く訴えた。その上で、「経済の近代化と科学技術発展に関する優先課題」として、「最新の医療技術、エネルギー技術及び情報技術の導入、宇宙システム及び電気通信システムの発展並びにエネルギー効率の徹底した向上」を挙げた。

さらに、そのための具体的な取組みを挙げる中で、「…すべての優先的方向性、まさにすべての方向性の支援に焦点を当てた強力な研究開発センターをロシアに創設することに関する提案の策定を終える必要がある。いわば、問題となっているのは、シリコンバレーやその他の類似した外国のセンターの例に倣った、現代的な科学技術センターの設立である。そこでは、指導的な研究者、エンジニア、設計者、プログラ

(1) スコルコヴォ法の原文は『ロシア新聞』2010.9.30. <<http://www.rg.ru/2010/09/30/skolkovo-dok.html>>、スコルコヴォ関係法令改正法の原文は『ロシア新聞』2010.9.30. <<http://www.rg.ru/2010/09/30/skolkovo-izmeneniya-dok.html>>を参照。なお、スコルコヴォ基金公式ウェブサイト <<http://www.i-gorod.com/en/about/>>に、これらの法律の英訳がある。以後、インターネット情報はすべて 2011 年 1 月 24 日現在である。また、このセンター設立の経緯や概要を詳述した邦語文献として、服部倫卓「ロシア版シリコンバレー『スコルコヴォ』—上からのイノベーション・クラスター形成—」(『ロシア NIS 調査月報』56(2), 2011.2, pp.18-32)がある。

マー、経営者、金融専門家たちの仕事のために魅力的な環境が形成されるだろう。そして、世界市場において競争力を持つ新しい科学技術が創造されるだろう」と、センター創設構想を語っている⁽²⁾。

2009年12月31日、同構想の具体化に向け、大統領令第889号「研究・開発及びその成果の商用化の発展のための区域として独立した複合体を創設する事業の策定に関する作業グループについて」が発令された。同作業グループのリーダーにはスルコフ大統領府第一副長官が就任した。2010年3月にメドベージェフ大統領は、同センターの場所がモスクワ西部郊外、モスクワ州オジンツォヴォ地区スコルコヴォとなることを明らかにした。この地では、すでに2006年に官民パートナーシップにより、国際的なビジネスリーダーの育成に向けてMBAプログラムを実施する近代的なビジネススクールが開校されている。

2010年5月にはセンターの管理会社となる非営利組織新科学技術開発商業化センター発展基金（通称「スコルコヴォ基金」）が設立され、構想は具体化に向けて進展した。6月には同基金の組織が明らかになった。まず、メドベージェフ大統領を議長とする管理評議会があり、メンバーにはスルコフ大統領府第一副長官やドヴォルコヴィチ大統領補佐官、ナビウリナ経済発展相、クドリン財務相などが含まれる。また、直接的な管理主体としてスコルコヴォ基金評議会があり、ロシアの金融産業グループであるレノヴァのヴェクセリベルク総裁と、インテル・コーポレーションのバレット元会長が共同議長を務める。同評議会のメンバーには、ルクオイルのアレクペロフ会長やロシアナノテクノロジー会社（ロスナノ）のチュバイス社長ら、ロシア企

業の経営者に加え、前フィンランド首相でもあるノキアのアホ副会長、シーメンスAGのレッシャー社長兼CEO、フランスの建設・通信グループ、ブイグのブイグ社長兼CEO、タタ・グループのタタ会長、シスコシステムズのチェンバース会長兼CEO、グーグルのシュミット会長兼CEOなど、国際的に有名な外国企業の経営者が名を連ねている。さらに、同基金の諮問科学評議会ではロシアの物理学者アルフォーロフ、米国の化学者コーンバークが共同議長を務めている。両者ともにノーベル賞受賞者である⁽³⁾。

同じく6月にはメドベージェフ大統領自ら米国を訪れシリコンバレーの視察を行い、カリフォルニア州のシュワルツェネッガー知事やシスコシステムズ、アップル、ツイッターなどの企業を訪問した。その際、シスコシステムズは、センターに10億ドルの投資をする意向を示した。またワシントンでは、オバマ米大統領も出席し、シティ・コーポレーション、ボーイング、VISA、シェブロン他、米国のビジネス界の代表者たちとメドベージェフ大統領らロシア側訪問団との会議が行われている。

II センターに関する法的基礎の概要

1 スコルコヴォ法の概要

2010年9月28日には、スコルコヴォ法及びスコルコヴォ関係法令改正法が成立し、センターに関する法的基盤が形成されることとなった。

スコルコヴォ法は、センターの区域とその基盤、諸活動の管理、また関税支払いや外国人労働者誘致、広告・技術的規制・衛生その他に関する特別な管理体制についての一般的な枠組み

(2) 2009年度大統領年次教書は、大統領公式ウェブサイト（ロシア語〈<http://www.kremlin.ru/transcripts/5979>〉、英語〈<http://eng.kremlin.ru/transcripts/297>〉）

(3) スコルコヴォ基金公式ウェブサイト〈<http://www.i-gorod.com/en/team/>〉

を規定したものである。とりわけ、センターの区域内が他の地方自治体の区域などとは異なった特別な管理区域となり、そこにおいて管理会社すなわち先述のスコルコヴォ基金が広範な行政的権限を持つこと、また、センターで研究開発活動を行う法人に対して税制や保険料率、また外国人労働者の雇用等に関する優遇措置が与えられることが規定されている。

第1章の総則において、センターの目的が、第10条第8項に掲げる①革新的なエネルギー技術の開発を含むエネルギー効率化及び省エネルギー、②原子力技術、③通信、ナビゲーションシステム等の宇宙技術（対応する地上基盤の整備を含む）、④設備・薬剤の開発の領域の医療技術、⑤戦略的コンピューター技術及びソフトウェアという5つの方向性に従った研究、開発及びその成果の商用化を発展させることにありと規定されている（第1条）。また、この法律で使用される基本的概念が定義されているが、その中で、管理会社が、大統領によって制定される手続に従って事業の実施を委任され、同区域において強制力を持つ「事業の規則」を承認する権限を持つことなどが規定されている。また、センター内で研究開発活動を行う法人は「事業参加者」と呼ばれ、管理会社とその子会社並びに事業参加者などを合わせて「事業実施参加主体」と呼ばれる（第2条）。

第2章では、センターの区域や基盤資産はセンターの事業実施を目的とした活動のためだけに使用され、また管理会社はその所有権や貸与の権限、インフラの利用に関する特別な条件を課する権限を持つこととされている（第3条及び第4条）。また、管理会社は区域の整備等に関する文書の作成、土地区画や基本建設⁽⁴⁾の利用・設計等に関する許可・承認、利用区域内の

街路や広場の名称の制定、広告・道路建設・電気・ガス・上下水道・ゴミの収集・教育・医療など、区域内の幅広い行政的管理権限を持つことが示されている（第5条）。

第3章では、事業実施参加主体の活動が事業の目的に合致していなければならない、また事業参加者が事業の規則を遵守しなければならないこと、そして管理会社がこれらの合致・遵守を監視する権限を持つことなどが規定されている（第6条及び第7条）。さらに管理会社は、事業参加者の資格の付与・取消の決定や、国家的役務としての法的業務・会計業務・知的財産登録業務・通関業務などを行う（第8条）。また、事業参加者に関しての規定が設けられ、事業参加者が行う研究活動の方向性や、事業参加者としての資格が登録から10年が経過した後は失われることなどが規定されている（第10条）。

第4章では、まず、センター内での事業実施活動に関する諸々の特別体制が規定されている。事業実施参加主体が建設、設備投資、研究活動などに必要な商品を輸入する際、関税・付加価値税の支出が補助金の形で還付されるという優遇措置が規定されている（第11条）。また、外国人の雇用・労働における優遇措置も規定されている。事業実施のために外国人を雇用する際、通常雇用主が外国人労働者の雇用の際に取得しなければならない雇用許可は必要とされない。また、通常外国人労働者の雇用には自治体ごとの割当枠が設定されるが、こうした割当枠も同センターで雇用される外国人労働者には存在しないことになる。外国人労働者に対する労働許可の有効期間は入国から3年間となるが、その後3年以下の期限で延長し続けることが可能である（第16条）。また、管理会社は、センターでの広告の設置の際に必要な合意を行う権

(4) 「基本建設」(капитальное строительство)とは、「企業などの基本資産の創設、拡張、改造の事業」を指す（稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』ナウカ、1992.）。

限（第12条）、技術的規則・標準規定や防火安全要件などの安全要件、衛生及び防衛に関する規則・基準の適用についてその内容を定める権限などを持つ（第13条及び第14条）。センターの区域の基本計画、土地利用及び建設に関する規則は、国家権力機関や地方自治機関による認可は不要であり、管理会社が承認する（第15条）。医療活動・教育活動に関しても、通常必要とされる許可証や認可の取得は不要であり、管理会社の許可に基づく（第17条）。

以上のようにセンターの区域では管理会社が行政的な権限の多くを保有するが、第5章では、センターの区域内での国家権力機関、地方自治機関及び保険料支払管理機関の権限の範囲について規定されている。内務部門、移民管理、非常事態等における住民の防衛、税・公共料金・保険料の支払いに関する管理・監督、区域内外を結ぶ交通輸送に関する業務などが、こうした機関の権限の下に入る。

2 スコルコヴォ関係法令改正法の概要

一方、スコルコヴォ関係法令改正法は、スコルコヴォ法の実施に伴う諸法令の改正を規定したものであるが、特に、事業参加者への優遇措置に関する具体的な規定を含んでいる。以下、事業参加者に対する優遇措置についての規定をとり上げて概要を述べたい。

まず、事業参加者は、その商品や業務、サービスの年売上額が10億ルーブル以下の場合、会計報告を行う義務を免除され、租税法典第

26-2章で定められた、より簡略な収入・支出の報告を行う。ただし、年間売上額が10億ルーブルを超えた場合は、次年度から会計報告が義務づけられる（第4条）。

また、事業参加者としての資格を取得した日から10年間、付加価値税を免除される権利を持つ。ただし、課税される商品をロシア国内の関税地域に持ち込むことに関して生じる課税義務についてはこの規定は適用されない。この権利は、事業参加者の資格を失った時点で失われる。また、年間売上額が10億ルーブルを超えかつ利潤が3億ルーブルを超えた場合は、その年度の最初の日からこの権利は失われる（第9条第1項及び第9項）。

組織利潤税⁽⁵⁾の免除も受けることができる。この権利は事業参加者の資格を失った際にはその時点で失われ、また、年間売上額が10億ルーブルを超えた場合は、年度の最初の日から失われる（第9条第4項）。

組織資産税⁽⁶⁾も免除される。この権利は事業参加者の資格を失った際にはその時点で失われ、また年間売上額が10億ルーブルを超えかつ利潤が3億ルーブルを超えた場合は、その年度の最初の日からこの権利は失われる（第9条第9項）。さらに、土地税⁽⁷⁾も免除される（第9条第10項）。

また、事業実施参加主体と業務に関する労働契約又は民法上の契約を結びロシアに入国した外国市民に対する労働許可の交付手数料、入国招聘状⁽⁸⁾の交付手数料、ビザの発給・期間延長

(5) 日本の法人税に相当し、企業の利潤に課される。通常の税率は20%であり、2%が連邦財政に、18%が連邦構成主体の財政に算入される。

(6) 企業の固定資産の額に課される連邦構成主体税であり、税率は2.2%を超えない範囲で連邦構成主体の法律により規定される。

(7) 企業及び自然人の所有する土地の額に課される地方自治体税であり、税率は、農地や地方自治体所有の住宅及び住宅公益部門の基盤等の土地については0.3%を超えない範囲、その他の土地については1.5%を超えない範囲で地方自治体の法令によって規定される。

(8) 外国市民のビザの発給とロシアへの入国のための基礎となる文書であり、事業主が申請し、連邦移民局が発行する。

の手数料の支払いは免除される(第9条第8項)。

さらに、保険料率に関する優遇措置がある。事業参加者が雇用主として負担する強制年金保険の保険料率は14.0%となる(一般的な保険料率は2011～2012年度が16.0%、2013～2014年度が21.0%)(第11条)。また、年金基金への保険料率は14.0%、社会保険基金・連邦強制医療保険基金・地域強制医療保険基金への保険料率は0%となる(一般的な保険料率は、2011年度がそれぞれ16.0%、1.9%、1.1%、1.2%、2012年度が16.0%、1.9%、2.3%、0.0%、2013～2014年度が21.0%、2.4%、3.7%、0.0%)(第18条)。

おわりに

以上のように、2010年においては、年間を通じて事業の具体化に向けた動きが急速に進展した。2010年12月に成立した2011～2013年度連邦予算法には、センターの事業の予算として3年間で541億ルーブルが計上された(2011年度150億ルーブル、2012年度220億ルーブル、2013年度171億ルーブル)。これに先立つ2010年10月には、スコルコヴォ基金評議会の

ヴェクセリベルク議長が財務省との間で2011～2013年の3年間で850億ルーブルを拠出する契約を結んだことを明らかにしている。

もちろん、この事業に対しては様々な批判がある。何より、本場米国のシリコンバレーは民間企業によって自生的に形成されたものであり、このような「上からの」イノベーションセンター形成の試みが成功する見込みについては、懐疑的な見解が多くみられる。「スコルコヴォ法」もあくまでセンターの区域内の土地・インフラや活動に関する管理の枠組みを規定したものにすぎず、いまだその具体的な姿は曖昧な面が多い。

とはいえ、この事業は、2012年大統領選での再選に向け、メドベージェフの目玉事業として打ち出されたものであり、また、ロシアの近代化を支援したい諸外国や企業の後押しも受けていることから、当面はこうした「上からの」イニシアチブによって強力に推し進められていくこととなると思われる。

(ほりうち けんじ)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。)

イノベーションセンター「スコルコヴォ」に関する 2010年9月28日の連邦法第244号

Федеральный закон Российской Федерации от 28 сентября
2010 г. N 244-ФЗ "Об инновационном центре "Сколково"

堀内 賢志訳

第1章 総則

第1条 この連邦法の規制対象

- (1) この連邦法は、区域として独立した複合体⁽¹⁾（イノベーションセンター「スコルコヴォ」）を設立しそれが機能するよう保障する事業を実施する際及びその区域における諸活動を保障する際に生ずる諸関係を規制する。
- (2) イノベーションセンター「スコルコヴォ」を設立しそれが機能するよう保障する事業（以下「事業」という。）は、この連邦法第10条第8項に規定する方針に従った研究、開発及びそれらの成果の商用化を発展させることを目的として実施する。
- (3) この連邦法によって規制されていない諸関係については、ロシア連邦の法令を適用する。

第2条 この連邦法で使用される基本的概念

この連邦法の目的において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「事業」：イノベーションセンター「スコルコヴォ」を設立しそれが機能するよう保障する目的を達成するために実施する措置の全体
- 2 「イノベーションセンター『スコルコヴォ』」：イノベーションセンター「スコルコヴォ」の区域の基盤の全体と、この基盤の利用を通じて行われる活動を含めた、事

業実施参加主体の共同行動のメカニズムの全体（以下「センター」という。）

- 3 「センターの区域」：事業の実施のために指定される区域、かつロシア連邦大統領によって制定される手続により規定される区域内にあり、管理会社の所有権に帰属する土地区画
- 4 「センターの区域の基盤」：センターの区域の全体並びにセンターの区域にある公共基盤施設を含む建物、建造物、設備その他の施設（以下「センターの区域の基盤を構成する資産」という。）の全体
- 5 「管理会社」：ロシア連邦大統領によって制定される手続により事業の実施を委任されるロシア法人
- 6 「管理会社の子会社」：管理会社によって設立された運営会社であって、この連邦法の定めるところにより専ら管理会社の業務の一部を実施することを目的とするもの
- 7 「管理会社等」：管理会社及び管理会社の子会社
- 8 「事業参加者」：この連邦法の定めるところにより専ら研究活動を行うことを目的として設立されたロシア法人であって、この連邦法の定めるところにより事業参加者の資格を付与されたもの
- 9 「研究活動」：この連邦法の定める方針に従った研究、開発及びそれらの成果の商用化並びに研究、開発及びそれらの成果の商

(1) 「複合体」(комплекс) という用語は、「互いに緊密に結びつきながら相互作用を行い不可分の統一体を形成する、施設、物品及び活動の集合、結合」(Райзберг Б.А., Лозовский Л.Ш., Стародубцева Е.Б. *Современный экономический словарь*. 5е изд., ИНФРАМ, 2007.) と定義される包括的な概念として用いられる。

用化に必要な他の形態の活動であって、事業参加者が実施するもの

- 10 「事業実施参加主体」：管理会社、管理会社の子会社及び事業参加者並びに管理会社、管理会社の子会社、事業参加者（国家権力機関、地方自治機関を除く。）との契約を基礎として事業実施活動を行うその他の法人又は個人企業家並びにセンターの区域において労働を行う自然人
- 11 「事業の規則」：事業実施参加主体の権利及び義務の全体であって、事業実施参加主体の共同行動の仕組みを作ることを目的としてこの連邦法の定めるところにより管理会社によって承認され、それに従いその存在及び執行が当該主体による活動の必要条件となるもの

第2章 センターの区域の基盤

第3条 センターの区域

- (1) センターの区域内にある土地区画の所有権は、管理会社に属する。
- (2) センターの区域内にある土地区画は、譲渡又は抵当権の設定等の処分をすることができない。ただし、管理会社が事業実施参加主体に賃貸する場合は、この限りではない。この場合においては、当該土地区画を転貸することができない。
- (3) センターの区域内にある土地区画は、事業実施参加主体に、事業を実現する目的に限り、賃貸することができる。
- (4) 管理会社は、センターの区域内にある土地区画を事業実施参加主体に賃貸することに関して、その参加主体の参加の重要性に応じて特別な条件を設定する権利を有する。
- (5) センターの区域内にある土地区画を事業実施参加主体に賃貸する手続及び条件並びに当該土地区画の利用手続は、この条の規定を考

慮した上で、事業の規則で定める。

第4条 センターの区域の基盤を構成する資産

- (1) センターの区域の基盤を構成する資産は、事業の実施を確保する目的に限り利用することができる。
- (2) センターの区域の基盤を構成する住宅の所有権は、管理会社に属する。
- (3) 管理会社は、センターの区域の基盤を構成する住宅を転貸禁止の特約を付して事業実施参加主体に貸与又は賃貸する場合を除いては、譲渡又は抵当権の設定を含め、当該住宅の処分をする権利を有しない。
- (4) 管理会社の子会社による事業実施参加主体への貸与又は賃貸を目的として当該子会社に転貸禁止の特約を付してその住宅を貸与する場合には、住宅の転貸又は賃貸を制限するこの条第3項の規定は適用しないものとする。
- (5) 住宅の貸与、転貸又は賃貸の条件及び手続は、管理会社が定める。
- (6) 管理会社は、センターの区域の基盤を構成する資産を事業実施参加主体に提供することに関して、その参加の重要性に応じて特別な条件を設定する権利を有する。
- (7) センターの区域の基盤を構成する資産の利用に関する手続及び条件は、この条の規定を考慮して事業の規則で定める。

第5条 センターの区域の基盤の機能とその区域における諸活動の保障

- (1) センターの区域の基盤の機能とその区域における諸活動を保障するため、管理会社は、次に掲げる業務を遂行する。
- 1 この連邦法の定めるところにより市町村の基本計画並びに土地利用及び建設の規則に代えて適用される文書を作成し、その文書を基礎にした区域の整備に関する書類を作成すること。

- 2 この連邦法の定めるところにより市町村の基本計画並びに土地利用及び建設の規則に代えて適用される文書を承認し、また、その文書を基礎にした区域の整備に関する書類を承認し、センターの区域に配置される基本建設に係る施設の建築、改修及び大規模修理を実施する際の建設の許可及び施設の操業開始の許可を出すこと。
- 3 市民が居住するセンターの区域の街路、広場その他の施設に名称を付与し、建物の番号を定めること。
- 4 街路の照明並びに街路の名称及び建物の番号の標識の設置を計画すること。
- 5 条件を付して土地区画又は基本建設に係る施設の利用形態に許可を与えること。
- 6 土地区画に関する都市建設に係る計画の形式を承認すること。
- 7 基本建設に係る施設の設計文書の審査及び当該設計文書の作成のために実施される工学的調査の結果に関する審査を行うこと。
- 8 センターの区域における広告物の設置に関する調整を行い、無断設置された広告物の撤去に関する決定を行うこと。
- 9 自動車道路の建設及び利用を管理すること。
- 10 センターの区域にある基盤の施設の設置及び利用を管理すること。
- 11 住民への輸送サービス供与のための条件を整備し、住民の輸送サービスを管理すること。
- 12 電気、暖房、ガス及び水の供給、排水並びに住民への燃料供給を管理すること。
- 13 固形生活廃棄物とごみの収集及び搬出並びにセンターの区域の整備及び緑化を管理すること。
- 14 住民への通信、外食、商業及び生活サー

- ビスの確保のため並びに余暇の利用のための諸条件を整備すること。
- 15 住宅の建設及びその維持を管理すること。
- 16 住宅の提供並びに住宅からの退去の根拠及び手続を規定すること。
- 17 民間教育施設の設置又は設置の監督を通じて就学前教育、初等普通教育、基礎普通教育及び中等普通教育の提供を実施すること⁽²⁾。
- 18 教育活動の実施を許可すること。
- 19 教育活動の実施に関する規則を承認すること。
- 20 民間の保健制度の枠内における医療の実施を管理すること。
- 21 医療活動の実施を許可すること。
- 22 医療活動の実施に関する規則を承認すること。

(2) 管理会社は、この条に別段の定めがある場合を除き、自ら又は第三者の協力を得てこの条第1項に掲げる業務を実施する。

(3) 管理会社は、この条第1項第2号、第3号、第5号から第8号まで、第18号、第19号、第21号及び第22号に掲げる事務の遂行を第三者に委託する権利又はその他の方法によりその遂行の権限を第三者に委任する権利を有しない。

(4) この条第1項に掲げる業務は、管理会社の資金、管理会社の子会社の資金及び連邦財政の資金による負担並びにロシア連邦の法令で定めたその他の資金源の負担により財政上保障する。

第3章 事業実施参加主体の活動実施の内容

第6条 事業実施参加主体の活動の一般的条件

- (1) 事業実施参加主体は、ロシア連邦の法令、

(2) ロシアでは普通教育が初等普通教育(1～4年生)、基礎普通教育(5～9年生)及び中等普通教育(10～11年生)に分かれており、現在この11年が義務教育となっている。

この連邦法及び事業の規則に従ってその活動を実施する。

- (2) 事業実施参加主体の活動は、事業の目的に適合していなければならない。
- (3) 事業実施参加主体の活動が事業の目的に適合しているか否かを検査する業務は、この連邦法に従って管理会社が遂行する。

第7条 事業の規則

- (1) 事業の規則は、管理会社が作成及び承認し、何人も入手可能なものとし、事業実施参加主体が活動する上での義務的条件とする。事業の規則は、特にこの連邦法で定め又はこの連邦法に基づいて規定される事業活動の各形態の実施の規則について定める。
- (2) 事業の規則は、ロシア連邦の法令に違反してはならず、事業の実施に関連した活動及び（又は）センターの区域で行われる活動のみに適用される。
- (3) 事業の規則は、事業実施参加主体による取引に関して、その取引が結ばれた時から事業の実施を確保することを目的として、その取引の条件を定める。
- (4) 事業の規則を遵守するように監督する業務は、この連邦法の定めるところに従い、管理会社が遂行する。
- (5) 事業の規則は、インターネット上の管理会社のウェブサイトに掲載する。
- (6) 事業の規則に違反した者は、管理会社の制定する手続により、事業に参加する権利を失う。

第8条 管理会社の業務の内容

- (1) 管理会社の業務の内容は、この連邦法、ロシア連邦大統領の決定及び管理会社の定款で定める。管理会社の定款の変更は、ロシア連邦大統領付置ロシア経済近代化・技術発展委員会⁽³⁾との合意に基づいて行われる。
- (2) 事業実施のため、管理会社は、次に掲げる基本的業務を遂行する。
 - 1 事業実施に関する活動の一般的かつ組織的な管理及び調整（次の事項を含む。）
 - a 事業の規則を記載した文書の承認及びその遵守の確保
 - b 管理会社の業務遂行に必要なその他の文書の承認
 - c 事業実施参加主体間並びに事業実施参加主体と国家権力機関、地方自治機関及びその他の諸組織の間の共同行動の確保
 - 2 センターの区域の基盤の機能を確保すること。
 - 3 研究活動を管理し、その実施に対する支援を行うこと（次の事項を含む。）
 - a 事業参加者の資格の付与又は取消しの決定を行うこと。
 - b 事業参加者の一覧を作成し、国家権力機関、地方自治機関及び国家予算外基金⁽⁴⁾に払い込まれる保険料の算出の正確性並びに支払（振込み）の完全性及び適時性を監督する機関（以下「保険料支払管理機関」という。）に対して事業参加者の資格を証明する文書を提供すること。
 - c 事業参加者に対し当該活動の実施に必要な役務（法律及び会計に関する役務を含む）及び研究活動の実施に伴って事業

(3) 2009年5月に設置された大統領直属の委員会であり、メドベージェフ大統領が優先的政策と位置づける経済の近代化に関する方向性及び施策を策定し、また同政策の実施に関して連邦、連邦構成主体及び地方自治体の諸機関並びに企業、研究機関の活動を調整する役割などが与えられている。

(4) 「年金基金」「社会保険基金」「強制医療保険基金」「雇用基金」等から構成される特別会計であり、連邦予算及び連邦構成主体予算においてその設置が認められている。

参加者によってもたらされた知的活動の成果の登記に必要な役務が提供されるよう管理を行うこと。

d 事業実施参加主体に通関仲介業者（代理人）の役務を提供し、又は提供されるよう管理を行うこと。

e 事業実施参加主体が有利な条件でセンターの区域の基盤を利用できるよう保障すること。

4 事業実施参加主体が負担した関税の納付に関する経費をこの連邦法に定めるところに従って還付するために必要な文書を提出すること。

5 この連邦法、ロシア連邦大統領決定、及び管理会社の規約で定めるその他の業務の遂行

(3) 管理会社は、この条に別段の定めがある場合を除き、自ら又は第三者の協力を得てこの条第2項に掲げる業務を実施する。

(4) 管理会社は、管理会社の子会社に対して、この連邦法第9条に規定する手続及び条件の下に、その業務の実施権を委託又はその他の方法により委任する。

(5) 管理会社は、この条第2項第1号a、b、第3号a、b及び第4号に掲げる業務の実施を第三者に委託する権利又はその他の方法によりそれらの実施権を第三者に委任する権利を有しない。

(6) 管理会社は、この条第2項第3号d及び第5条第1項第16号に掲げる業務の実施をその子会社のみに対して委託する権利を有する。

(7) 管理会社が第三者に事業実施に関する個別の業務を委任するときは、当該第三者については、この連邦法中の当該業務の実施に関して管理会社の活動を規制する規定を適用する。

(8) 国家権力機関、地方自治機関及び保険料支

払管理機関に情報を提出するために、管理会社は厳密な報告書の特別な様式を作成するものとし、本報告書は非営利組織の登録の分野における国家政策の立案及び実現並びに規範的法律による規制に関する業務を実施する連邦国家権力機関に登録が義務付けられる。

(9) 管理会社の活動の財政は、それ自身の予算、連邦財政予算及びロシア連邦の法令の定めるところによるその他の財源により保障される。

(10) 管理会社は、毎年インターネットにおいてその活動に関する報告を掲載しなければならない。

第9条 管理会社の子会社の活動の内容

(1) 管理会社は、次に掲げる事項を遵守し、管理会社の子会社に対し事業実施に関する個別の業務を委託する権利又はその他の方法により当該子会社に当該業務を実施する権限を委任する権利を有する。

1 管理会社は、専ら事業実施に関し業務を委任して実施させることを目的として、その子会社を設立すること。

2 管理会社は、その子会社の公称資本の株式数の100%を所有すること。

3 管理会社の子会社は、事業実施に関係のない活動を行わないこと。

(2) 事業実施に関する個別の業務を管理会社の子会社に委任するときは、その子会社の活動については、この連邦法中当該業務の実施に関して管理会社の活動を規制する規定を適用する。

第10条 事業参加者の活動の内容

(1) 法人は、事業参加者の登録簿に登録された日から事業参加者の資格を取得する。法人を事業参加者の登録簿に登録する決定は、管理会社の承認した手続による。

- (2) 次に掲げる要件を備える法人は、事業参加者としてその登録簿に登録することができる。
- 1 法人がロシア連邦の法令に従って設立されていること。
 - 2 法人の常任執行機関及び委任状を示さないうでその法人の名義をもって活動する権利を有するその他の機関又は個人が、センターの区域内に常駐すること。
 - 3 法人がこの連邦法の定めるところにより研究活動のみを行うことがその定款で定められていること。
 - 4 法人がこの連邦法に従って研究活動を行い事業の規則を遵守する義務を負うこと。
- (3) 管理会社は、この条第2項に規定するもののほか、法人を事業参加者の登録簿に登録する決定を行うために遵守が義務づけられる追加的な条件を定めることができる。管理会社等は、事業参加者の設立者（当事者）となることはできない。
- (4) 法人が事業参加者の登録簿に登録された日から又はロシア連邦の法令の定めるところにより期限前に法人について事業参加者の登録の取消しがあった日、法人が清算された日若しくは法人が改組された日（再編又は合併による改組があった場合において、改組される法人の権利義務を継承する法人の登記の日に合併に加わる各法人が事業参加者の資格を有するときを除く。）から10年を経過した後、事業参加者の資格を失う。期限前に法人を事業参加者の登録を取り消す決定は、管理会社の承認する手続においてなされる。
- (5) 事業参加者の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、期限前にその登録を取り消されるものとする。
- 1 事業参加者が事業の規則に違反した場合
 - 2 事業参加者がこの連邦法の定める要件を遵守しない場合
 - 3 事業参加者が事業への参加を放棄した場合
- (6) 事業参加者の登録手続並びに事業参加者の資格の承認のために国家権力機関、地方自治機関及び保険料支払管理機関に提出される文書の様式は、管理会社が作成し及び承認する。
- (7) 事業参加者は、この連邦法に従って管理会社が規定する手続及び条件の下で研究活動を実施する。
- (8) 研究活動は、次の分野において実施する。
- 1 革新的なエネルギー技術の開発を含むエネルギー効率化及び省エネルギー
 - 2 原子力技術
 - 3 通信、ナビゲーションシステム等の宇宙技術（対応する地上基盤の整備を含む）
 - 4 設備・薬剤の開発の領域の医療技術
 - 5 戦略的コンピューター技術及びソフトウェア
- (9) この連邦法の目的において、事業の目的、事業の規則及びこの連邦法上の要件に反する活動は、研究活動でないものとみなす。事業参加者が研究活動でないものとみなされる活動を行うことは、事業の規則の違反とする。
- (10) 管理会社は、研究活動が事業の目的、事業の規則及びこの連邦法上の要件に適合しているかどうかについての監督を独立して行う。

第4章 事業実施の際の個別の関係の規制の内容

第11条 関税納付に関する費用の還付

- (1) 管理会社は、事業実施参加主体である法人及び個々の個人企業家に対し、センターの区域における不動産施設の建設並びに設備及び技術的装備の設置の際に使用する目的で輸入される商品又はセンターの区域における研究活動の実施に必要な商品（物品税の課税対象となる商品を除く。）に関する通関仲介業者（代理人）の役務を提供する権利を有する。
- (2) この条第1項の規定による役務を提供する

場合において、センターの区域における不動産施設の建設並びに設備及び技術的装備の設置の際に使用する目的で輸入される商品又はセンターの区域における研究活動の実施に必要な商品（物品税の課税対象となる商品を除く。）に関する関税の納付は、事業実施参加主体である法人及び個々の個人企業家の名義をもって、その委任に基づいて管理会社が実施する。

- (3) この条第1項の規定による役務を提供する場合において、事業実施参加主体である法人又は個々の個人企業家によるセンターの区域における不動産施設の建設並びに当該施設への設備及び技術的装備の設置の際に使用する目的で輸入される商品又はセンターの区域における研究活動の実施に必要な商品（物品税の課税対象となる商品を除く。）に関して納付した関税の費用は、輸入される商品の名称一覧表、量及び価格に関する情報並びにその商品の輸入及び申告を行う組織に関する情報を記載した確認書を管理会社が連邦執行権力の権限機関に対して提出する場合に限り、これを納付した者に対し、ロシア連邦の財政関係法令で定める手続に従い管理会社の振り込む補助金により還付する。
- (4) この条第1項の規定による役務を提供する場合において、センターの区域における不動産施設の建設並びに当該施設への設備及び技術的装備の設置の際又はセンターの区域における研究活動の実施に必要な際に利用するための商品（物品税の課税対象となる商品を除く。）の輸入に伴い事業実施参加主体が納付した付加価値税の費用は、輸入される商品の名称一覧表、量及び価格に関する情報並びにその商品の輸入及び申告を行う組織に関する情報を記載した確認書を管理会社が連邦執行権力の権限機関に対して提出する場合に限り、これを納付した者に対し、ロシア連邦税

法典第145条の規定による付加価値税の納付義務の履行の免除等に関するロシア連邦の財政関係法令で定める手続に従い管理会社の振り込む補助金により還付する。

- (5) 管理会社は、その承認した手続により、この条第3項及び第4項に規定する文書を登記し、これを連邦執行権力の権限機関に提出する。

第12条 センターの区域における広告の設置及び宣伝の内容

- (1) センターの区域における建物、建造物、施設若しくはその外部又は交通輸送の停留所の壁、屋根その他の建築物に据え付けられ又は配置されたパネル、展示台、金網、横断幕、電光掲示板、アドバルーン、気球その他安定的にその土地に設置する技術的手段を利用した屋外広告による広告宣伝（以下「広告物の設置」という。）は、管理会社との文書による合意がある限り、ロシア連邦の法令で定める手続により許可するものとする。
- (2) 管理会社との合意がなければ広告物の設置は許可されない（「無断設置」という。）。無断設置があった場合には、広告物は、管理会社の決定に基づいて撤去されるものとする。
- (3) 無断設置に係る広告物は、無断設置をした者の負担により撤去する。無断設置をした者が明らかでない場合には、広告物が設置されている土地区画、ビル若しくはその他の不動産の所有者の負担又は賃借人等その所有者によりその利用権を設定された者の負担により、広告物を撤去する。
- (4) センターの区域における広告物の設置の合意の手続及び無断設置に係る広告物の撤去を決定する手続は、管理会社が定める。
- (5) センターの区域における広告物とその配置は、この連邦法で定める内容を考慮した関係する技術規則上の要件に適合していなければならない。

第13条 センターの区域における技術的規制の内容

- (1) センターの区域内での活動は、この条に規定する場合を除き、対応する技術規則、標準規定、規則集で定めた要件の遵守又はその施行の前にはロシア連邦の規範的法令⁽⁵⁾、連邦執行権力機関の規範的文書の遵守に関する安全要件(防火安全上の要件を含む。)であって、生産物若しくはそれに関連した計画(事前調査を含む。)、生産、建設、組立、修理、利用、保管、運搬、売却及び再利用の過程に向けられたものを遵守して実施される。
- (2) センターの区域で利用される生産物若しくは生産物に対する要件に関連した計画(事前調査を含む。)、生産、建設、組立、修理、利用、保管、運搬、売却及び再利用の過程に関しては、技術規則、標準規定、規則集で定める個別の安全要件の代わりに、若しくはそれらの施行の前にはロシア連邦の規範的法令、連邦執行権力機関の規範的文書の代わりに、又はこれらの要件及び規定が存在しない場合に、ユーラシア経済共同体内部の関税同盟⁽⁶⁾の加盟国若しくは経済協力開発機構の加盟国の技術規則又は技術規則若しくは技術に関する文書に含まれる要件を適用することができる。
- (3) センターの区域におけるこの条第2項に規定する規則又は要件の適用に関する決定は、管理会社が行う。その決定を行う際に、管理会社は、センターの区域における当該規則又は要件の適用の内容を定める権利を有する。
- (4) この条第3項に規定する決定は、管理会社が、計測の統一性に関する技術的規制及び技

術的な保障の分野における国家による役務の業務を行う権限を有する連邦執行権力機関に送付し、インターネット上に掲載する。

- (5) 管理会社の決定によって規定された安全要件は、この決定がこの条第4項に規定する連邦執行権力機関に送付された日から、センターの区域に適用する。
- (6) この条第2項に規定する場合には、国家による管理(監督)を除き、義務的な適合性評価は行われぬ。この場合において国家による管理(監督)は、この条第7項の規定を考慮して実施される。
- (7) この条第2項に規定する場合に国家による管理(監督)の対象となるのは、この条の規定に基づいて、センターの区域で利用される生産物若しくはそれに関連した計画(事前調査を含む。)、生産、建設、組立、修理、利用、保管、運搬、売却及び再利用の過程に対して定められる安全要件の遵守に関する検査である。
- (8) この条に規定する要件の不遵守の結果は、この連邦法第18条の規定に従って定める。

第14条 センターの区域における衛生及び防疫に関する厚生の保障の内容

- (1) センターの区域における活動については、この条に規定する場合を除き、技術規則に規定する要件以外の要件を含め、衛生又は防疫上の規則及び基準に規定する要件を遵守しなければならない。
- (2) センターの区域では、この条に規定する諸条件を遵守して、ユーラシア経済共同体内部の関税同盟の加盟国又は経済協力開発機構の

(5) ロシア法においては、「規範的アクト〔*нормативный акт*〕すなわち一定範囲の不特定多数の主体に適用され、通常長期にわたって効力を維持することが想定された一般の規範を含むものと、非規範的アクト〔*ненормативный акт*〕すなわち個別的処分行為で、処分が終われば基本的には意義を失うものが区別」される(小森田秋夫「ロシア法」北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004、p.260.)。なお、本訳では「規範的法的アクト」(нормативный правовой акт)という用語を、「規範的法令」と訳している。

(6) ロシア、カザフスタン、ベラルーシの3国による関税同盟。2007年10月に創設条約が締結され、2010年7月に3国共通の「関税同盟関税法典」が発効することにより本格的に始動している。

加盟国の衛生及び防疫上の規則又は文書に含まれる衛生及び防疫上の規則及び基準又は要件を適用することができる。

- (3) この条第2項に規定する衛生及び防疫上の規則及び基準又は要件の適用にあたっては、センターの区域及びそれに隣接する区域において居住環境に有害な要因がないよう確保しなければならない。この規則及び基準又は要件の定める安全基準は、ロシア連邦の法令及び（又は）国際標準で定める基準を下回らないものでなければならない。
- (4) センターの区域におけるこの条第2項に規定する規則及び基準又は要件の適用に関する決定は、管理会社が行う。その決定に際して、管理会社は、センターの区域におけるこれらの規則及び基準又は要件の適用の内容を定める権利を有する。
- (5) この条第4項に規定する決定は、管理会社が、住民の衛生及び防疫に関する厚生を保障する分野における管理及び監督に関する業務を実施する権限を有する連邦執行権力機関に送付し、インターネット上の管理会社のサイトに掲載する。
- (6) 管理会社の決定により定められた衛生及び防疫に関する要件は、この条第5条に記された連邦執行権力機関にそれらの要件が送付された日から、センターの区域において適用する。
- (7) この条第2項に規定する場合に、住民の衛生及び防疫に関する厚生を保障する分野において、国家による管理（監督）の対象となるのは、この条の規定に基づいて定める衛生及び防疫に関する要件の遵守に関する検査である。
- (8) この条に規定する要件の不遵守の結果は、この連邦法第18条の規定に従って定める。

第15条 センターの区域における都市建設活動の規制の内容

- (1) センターの区域については、市町村の基本計画並びに市町村の土地利用及び建設に関する規則の作成及び承認は行わず、この条が定める手続によって、都市建設活動に関する法令に対応する市町村の基本計画に含まれる情報を内容とする特別文書（以下「センターの基本計画」という。）並びに市町村の土地利用及び建設の規則に含まれる情報を内容とする特別文書（以下「センターの土地利用及び建設に関する規則」という。）が承認される⁽⁷⁾。
- (2) 都市建設活動に関する法令の要件を満たすため、センターの区域の都市建設活動については、センターの基本計画及びセンターの土地利用及び建設に関する規則を適用する。
- (3) 市町村の基本計画並びに市町村の土地利用及び建設に関する規則は、専らセンターの区域に属さない区域に関してのみ、都市建設活動に関する法令に従った形で独立した文書として作成及び承認される。
- (4) センターの基本計画は、管理会社が作成する。
- (5) センターの基本計画案については、国家権力機関及び地方自治機関との合意は、行わない。
- (6) センターの基本計画案に関する公聴会は、行わない。
- (7) センターの基本計画は、管理会社が承認する。
- (8) センターの基本計画の改正は、この条第1項、第2項及び第4項から第7項までに規定する手続による。
- (9) センターの土地利用及び建設に関する規則は、管理会社が作成する。その際には、ロシア連邦都市建設法典第31条第5項から第17項までの規定は、適用しない。
- (10) センターの土地利用及び建設に関する規則案に関する公聴会は、行わない。

(7) ロシア連邦都市建設法典によれば、当該市町村の地方自治機関が、市町村の「基本計画」（都市計画に関する文書）並びに土地利用及び建設に関する規則等を作成及び承認することになっている。

- (11) センターの土地利用及び建設に関する規則は、管理会社が承認する。
- (12) センターの土地利用及び建設に関する規則の改正は、この条第9項から第11項までに規定する手続による。
- (13) センターの土地利用及び建設に関する規則に規定する都市建設に関する規則の効力は、その都市建設に関する規則が対象とする区域内にある全ての土地区画及び基本建設に係る施設に対して等しく及ぶ。
- (14) 条件を付して許可された土地区画又は基本建設に係る施設の利用形態に対する許可並びに許可された基本建設に係る施設の建設及び改修がセンターの土地利用及び建設に関する規則で定めた基準を逸脱した場合における許可は、当該土地利用及び建設に関する規則で定める手続による。
- (15) センターの区域の区画整理に係る文書は、管理会社が作成する。その作成の際、市町村の地方自治機関の許可は必要としない。
- (16) センターの区域の区画整理案及びセンターの区域の区画画定案に関する公聴会は、行わない。
- (17) センターの区域の区画整理に係る文書は、管理会社が承認する。
- (18) 土地区画の都市建設計画の様式は、管理会社が定める。
- (19) ロシア連邦政府は、センターの区域について次に掲げる事項を定める。
 - 1 電力消費者の受電設備を配電網設備に接続する際に付与される技術規格及び料金設定の内容並びに接続の仕様
 - 2 基本建設に係る施設が暖房、ガス及び水道供給網を利用する際に付与される技術規格及び料金設定の内容並びに利用の仕様
- (20) センターの基本計画、センターの土地利用及び建設に関する規則、センターの区域の区画整理に関する文書並びに設計文書の作成並

- びにセンターの区域における基本建設に係る施設の建設、改修及び大規模修理並びにセンターの区域に建てられた建物及び施設の利用は、この連邦法第13条に定める規定を考慮し、ユーラシア経済共同体内部の関税同盟の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国の技術規則の要件又は技術規則若しくは技術に関する文書に含まれる要件に適合したものとし並びにこの連邦法第14条に定める規定を考慮し、ユーラシア経済共同体内部の関税同盟の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国の衛生及び防疫に関する規則又は基準又はその衛生及び防疫に関する規制又は文書に含まれる要件に適合したものとする。
- (21) センターの区域で建設、改修及び大規模修理を行うことが計画されている基本建設に係る施設の設計文書及びその設計文書の作成のために行われる工学的調査の結果は、国家による検査の対象とはならない。
- (22) センターの区域における基本建設に係る施設の建設、改修及び大規模修理の際には、国家による建設管理は、実施しない。
- (23) 管理会社は、センターの区域で建設、改修及び大規模修理が計画されている基本建設に係る施設の設計文書の審査並びにその設計文書の作成のために行われる工学的調査の結果の審査を行い、当該施設の建設、改修及び大規模修理を監督し、建設及びその施設の操業開始を許可する。建設の許可書の様式及び施設の操業開始の許可書の様式は、管理会社が承認する。
- (24) 建物及び施設の利用の過程における国家管理（監督）の実施の際、この連邦法第13条の規定を考慮し、ユーラシア経済共同体内部の関税同盟の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国の技術規則の要件又は技術規則若しくは技術に関する文書に含まれる要件を適用し並びにこの連邦法第14条の規定を考慮し、

ユーラシア経済共同体内部の関税同盟の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国の衛生及び防疫に関する規則及び基準又は衛生及び防疫に関する規制又は文書に含まれる要件を適用する。

- (25) この条に規定する要件を遵守しない者は、ロシア連邦の法令に対応する責任を負うこととする。

第 16 条 事業の実施を目的とした外国市民の労働活動への誘致の内容

- (1) 事業実施参加主体である法人（以下「雇用主」）は、次の各号に該当する場合を除いて、2002年7月25日連邦法第115号「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」（以下「連邦法『ロシア連邦における外国市民の法的地位について』」という。）に規定する外国市民のために定められた手続及び条件に従って、事業の実施を目的として労働活動のために外国市民を誘致して使用する。

- 1 雇用主による外国人労働者の誘致及び使用に関する許可を必要としないこと。
- 2 外国市民に対する労働活動を目的としたロシア連邦への入国招聘状及び労働許可は、連邦法「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」に従ってロシア連邦政府が定めた交付の割当てに拘わらず交付すること。
- 3 外国市民に対する労働活動を目的としたロシア連邦への入国招聘状（当該招聘状の作成が必要な場合に限る。）及び労働許可は、管理会社又は管理会社の子会社を通じて作成すること。

- (2) 事業の実施を目的とする労働活動のために誘致される外国市民に対しては、その外国市民との間で労働（サービス）の実施のために締結された労働契約若しくは民法上の契約の有効期間について労働許可を付与するが、許

可の期間は、外国市民のロシア連邦への入国の日から3年を超えることができない。ただし、引き続き3年を超えない範囲内で繰り返しこれを延長することができる。この労働許可は、事業の実施のみを目的とした労働活動の権利を外国市民に付与する。

- (3) 事業の実施を目的とする労働活動のために誘致された高度な技能を有する専門家の成年の家族は、連邦法「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」に従ってロシア連邦政府が定めた許可の割当てに拘わらず、労働許可を受ける権利を有する。高度な技能を有する専門家の家族に対して与えられる労働許可の期間又はその延長期間は、その高度な技能を有する専門家に対して与えられた労働許可の有効期間を超えることができない。
- (4) 事業の実施を目的として労働活動のために誘致及び使用される外国市民に対して与えられる労働許可の様式は、移民分野の管理及び監督に関する事務をつかさどる連邦執行権力機関が定める。

第 17 条 センターの区域における医療活動及び教育活動の実施の内容

- (1) センターの区域においては、医療機関及びその他の民間の保健制度上の機関は、医療活動の許可証を要しないで当該活動を行うことができる。
- (2) センターの区域においては、非国家的教育施設は、教育活動の許可証及び国家による認可を要しないで当該活動を行うことができる。
- (3) センターの区域における医療活動及び教育活動は、この条第1項及び第2項に規定する機関により、管理会社が付与する許可を得て行う。
- (4) この条第3項に規定する許可の付与の若しくはその取消しの手続及び根拠並びに国家権力機関、地方自治機関及び保険料支払管理機

関に対してこの条第1項及び第2項に規定する医療機関及び教育機関の資格の承認のために提出される文書の様式は、管理会社が作成し承認する。

- (5) この条第1項及び第2項に規定する機関による医療活動及び教育活動に関する規則は、管理会社が作成して承認し、又は当該規則の作成に第三者が参加している場合にあっては管理会社が承認する。管理会社が承認した医療活動及び教育活動に関する要件は、当該活動に対するロシア連邦の法令及び（又は）国際標準の定める要件と同等以上の要件でなければならない。
- (6) この条第5項に規定する規則で管理会社が承認したものは、管理会社が、当該分野における管理及び監督に関する事務をつかさどる連邦執行権力機関に送付し、インターネット上に掲載する。
- (7) この条第5項に規定する規則は、この条第6項に規定する連邦執行権力機関に送付した日からセンターの区域において適用する。
- (8) 医療活動及び教育活動の分野において国家による管理（監督）の対象となるのは、この条の規定に基づいて定める規則の遵守に関する検査である。
- (9) 医療活動及び教育活動の実施に際して、この条第1項及び第2項に規定する機関は、ロシア連邦の法令に従って当該許可証及び国家による認可を取得した機関に付与される権利をすべて有する。この条第1項及び第2項に規定する機関が交付する文書は、ロシア連邦の法令に従って当該許可証及び国家による認可を取得した機関の交付する文書に準ずる。
- (10) この条に規定された規則の不遵守の結果は、この連邦法第18条の規定に従って定める。

第18条 民事責任、行政責任及び刑事責任

- (1) この連邦法の定めるところにより定められ

かつ（又は）センターの区域において適用される衛生及び防疫に関する規則及び基準、防火安全に関する要件、都市建設活動実施に際しての要件、広告の設置及び宣伝に関する要件、技術的規制の対象に関する要件並びに医療活動又は教育活動の実施に関する規則を遵守しない事業実施参加主体については、対応するロシア連邦の法令に違反したものとみなし、ロシア連邦の法令の定めるところにより民事責任、行政責任及び刑事責任を負うものとする。

- (2) センターの区域における住民の衛生及び防疫に関する厚生保障、都市建設活動、防火安全並びに技術的規制の分野における要件の適用に関する管理会社による決定並びにセンターの区域での広告物の設置の合意の手続、無断設置した広告物の撤去に関する決定を行う手続並びに医療活動及び教育活動の実施手続の承認により人々の生命若しくは健康への被害及び（又は）財産の損害が生じた場合、対応するロシア連邦の法令に違反したものとみなし、ロシア連邦の法令の定めるところにより民事責任、行政責任及び刑事責任を負うものとする。
- (3) 管理会社は、この条に規定する要件及び規則の遵守を直接監督する管理会社の職員の名簿を承認する義務を負う。

第5章 センターの区域における国家権力機関、地方自治機関及び保険料支払管理機関の権限の行使の内容

第19条 センターの区域における連邦執行権力機関、保険料支払管理機関の権限の行使

- (1) 連邦執行権力機関及び保険料支払管理機関は、この連邦法の規定を考慮してロシア連邦の法令の定めるところによりセンターの区域においてその権限を行使する。

(2) 連邦執行権力機関及び保険料支払管理機関の権限で次に掲げる事項に関するものは、センターの区域においては、特別に設置されたこれらの機関の下級機関（センターの区域内に設置されたものを含む。）が行使する。

- 1 内務分野
 - 2 移民分野の管理、監督及び国家役務に関する業務の実施
 - 3 民間防衛、自然災害による非常事態及び技術的性格を有する非常事態における住民及び区域の防衛並びに防火安全の分野での監督及び管理の実施
 - 4 税及び料金に関する法令の遵守並びに税、料金及びその他の義務的支払の算定の正確性及び対応する予算への遺漏のない適時の納入を管理及び監督する業務の実施
 - 5 法人並びに個人企業家及び農業（農場）経営者である自然人の登記の実施
 - 6 関税業務の分野
 - 7 住民の衛生及び防疫に関する厚生保障の分野並びに消費者の権利及び消費市場の保護の分野における管理及び監督に関する業務の実施
 - 8 発明、実用新案、意匠、コンピュータプログラム、データベース、半導体集積回路の回路配置、商標、サービスマーク及び原産地表示の法的保護の分野における管理及び監督の業務の実施
 - 9 労働法令及び労働権規範を含むその他の規範的法令の遵守に対する国家による監督及び管理の実施
 - 10 国家予算外基金に払い込まれる保険料の算定の正確性及び遺漏のない適時の支払い（振込み）を監督する業務の実施
- (3) センターの区域では、この条の第2項に規定する分野における連邦執行権力機関の権限を他の国家権力機関、地方自治機関が行使してはならない。

(4) この条第2項に掲げる連邦執行権力機関に直接的に従属する特別な下級機関の活動に関する財政保障は、ロシア連邦の財政関係法令に従い、連邦予算の資金によって実施される

第20条 センターの区域におけるロシア連邦構成主体の国家権力機関及び地方自治機関の権限の制限

(1) ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、その権限のうちこの連邦法の定めるところにより管理会社が行すべきものについては、センターの区域においてこれを行わない。次に掲げる事項に係る権限も同様とする。

- 1 ロシア連邦構成主体の国家的用途のための土地の留保及び土地区画の収用
- 2 地域的な意義又は自治体相互を連絡する意義を有する自動車道路に関する道路事業
- 3 道路輸送、鉄道輸送、水上輸送及び航空輸送による住民への輸送サービスを管理する業務（郊外交通及び自治体間交通）
- 4 ロシア連邦構成主体の法律及びその他の規範的法令並びに地方自治機関の規範的法令の違反に対する行政責任の確定
- 5 ロシア連邦構成主体の領土計画の承認、地域的意義を有する基本建設に係る施設の配置のための領土計画に関する文書の承認、都市設計に関する地域的基準の承認並びにロシア連邦都市計画法典で定める国家による建築の監督の実施
- 6 事故救援機関及び（又は）事故救援部隊の活動の確立、管理及び実施
- 7 省エネルギー及びエネルギー効率の向上に関するロシア連邦法令で定める措置の準備及び実施
- 8 住宅及びアパートの利用における省エネルギー及びエネルギー効率の向上に関するロシア連邦法令で定めるエネルギー効率の要件及びエネルギー利用計測装置設置要件の

遵守に関する地域における国家管理の実施

(2) 地方自治機関は、その権限のうちこの連邦法の定めるところにより管理会社が行すべきものについては、センターの区域においてこれを行行使さない。次に掲げる事項に係る権限も同様とする。

- 1 地方自治体の用途のための市町村内における買収を含む土地の留保及び土地区画の取用並びに市町村の土地利用に関する管理の実施
- 2 市町村の区域における事故救援機関及び（又は）事故救援部隊の活動の確立、管理及び実施
- 3 社会秩序維持に関する自発的住民組織の活動のための条件の創出
- 4 センターの区域に居住し住宅環境の改善を必要とする貧困層の住民に対し住宅関係法令の定めるところに従い住宅を保障すること、地方自治体所有住宅の建設及び維持管理の実施並びに住宅建設のための条件の整備
- 5 2006年3月13日連邦法「広告に関して」に従って実施される、広告物の設置への許可の付与、その許可の取消し並びに新たに無断設置された広告物の撤去に関する命令書の交付
- 6 自治体的な意義を有する自動車道路に関する事業並びにロシア連邦の法令に適合する自動車道路の利用及び道路関連事業の実

施の分野におけるその他の権限

- 7 省エネルギー及びエネルギー効率の向上に関しロシア連邦法令で定める措置の実施
- 8 民間防衛に関する措置並びに自然災害による非常事態及び技術的性格を有する非常事態における市町村の住民及びその区域の防衛に関する措置の準備及び実施

- (3) 国家権力機関及び地方自治機関は、その権限のうちこの条第1項及び第2項に定めるものを除くものについては、この連邦法で定める内容を考慮してロシア連邦法令の定めるところに従いこれを行行使する。
- (4) この条第3項に掲げる権限を行行使する国家権力機関及び地方自治機関は、この連邦法第19条第2項に掲げる規定による特別に設置された連邦執行権力機関の下級機関を除き、センターの区域内に設置される。

第6章 附則

第21条 この連邦法の施行

- (1) この連邦法は、この連邦法第10条第2項第2号の規定を除き、公布の日から施行する。
- (2) この連邦法第10条第2項第2号の規定は、2014年1月1日から施行する。

(ほりうち けんじ)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在職中に執筆したものである。)